

下水道工事特記仕様書

令和7年3月 改訂

袋井市 環境水道部 下水道課

(令和7年4月より適用)

第 1 章 総則

第 1 条 目的及び適用

この仕様書は、袋井市発注及び下水道法第24条に該当する下水道工事に適用し、工事を適正に施工するため、及び品質の確保を目的に必要な事項を示すものである。

- 2 下水道工事を施工するにあたっては、建設工事請負契約書、袋井市建設工事請負契約約款並びに本特記仕様書、関連特記仕様書、土木工事共通仕様書(静岡県交通基盤部監修)、土木工事共通仕様書(中部地方整備局)及び設計図書に定めるもののほか、現場及び設計説明に従い、日本国の法令を遵守するものとする。
- 3 この仕様書に定めない事項、またはこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は必要に応じて監督員と協議するものとする。

第 2 条 関係者への説明等

受注者は、工事着手前に工事工程及び施工方法について、工事施工箇所の自治会及び関係者への説明を十分に行うこと。

受注者は発注者から要請があった場合は発注者と共に工事説明会に出席し、工程及び施工方法等について説明しなければならない。

工事説明会の欠席者に対しては、受注者が責任をもって対応すること。

第 3 条 施工管理及び出来形管理

土木工事共通仕様書第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理基準及び規格値について、別紙1「出来形管理基準及び規格値」「写真撮影箇所一覧」のとおり補足事項を定める。

第 4 条 安全管理

受注者は、同一地区において工事受注者が複数になった場合、周辺住民や受注者間の安全を確保するため緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事連絡安全協議会を設置または、加入するものとする。

上記の会の設置主体は後発注工事の受注者とし、開催日程等の調整を行うものとする。

実施記録、協議記録等は開催当日を含まない3営業日以内に監督員へ提出すること。

- 2 既存管への接続及び硫化水素及びその他有毒ガスが発生している可能性がある場所での施工に際し、労働安全衛生法で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する技術者等にて作業開始前と作業中に酸素及びその他有毒ガスの濃度を測定し、測定結果等を監督員へ提出すること。

測定結果により各種基準値を超えた場合は、送風機等による換気を行い再度測定を実施し、安全を確認した後に作業着手すること。

第 5 条 環境対策

受注者は、工事施工に伴い、地盤 下、地下水の断絶、近隣の構造物への影響が生じると予想される場合には、近隣の構造物などの調査、井戸の分布、井戸水位等の事前調査を行い、その結果を監督員に報告するものとする。

- 2 本工事に使用する機械類は、振動規制法及び騒音防止法に適合し、付近に影響のないように発生音の小さいものを使用し、騒音の防止に努めること。また、民家が近接している場合は、防音壁、防振設備を設置する等、万全の対策を講じること。

第 6 条 試掘調査及び支障物件の取り扱い

受注者は、必要に応じて試掘調査を行い、埋設物の位置を確認し、支障箇所について監督員に報告し指示を受けることとする。

- 2 受注者は監督員と協議をし、必要に応じて試掘調査時に掘削土を採取し、静岡県盛土材料取扱基準に基づき判定を行い、監督員に報告するものとする。

- 3 工事中、受注者の施工原因において、支障となる地上構造物、地下埋設物、道路構造物、家屋、塀等への損傷又は、農業用水の過不足、井戸の枯漏等の補償等が生じた場合については、受注者の負担を原則とする。なお、状況により市も協議に応じる。
- 4 水道管、電話線ケーブル等切り廻し作業は、原則として市において各管理者に施工を委託する。ただし、これに要する仮設材料及び補助労務の必要があるときは、監督員の指示により、受注者は協力すること。

第 7 条 提出書類

受注者は、工事完成図書とともに竣工図及び取付管集計綴りを提出しなければならない。竣工図の提出方法は、デジタルデータ(PDFデータ及びCADデータ(拡張子はjww、sfc形式とする。))で作成し、工事名、受注者名を記載した光ディスク(CD-RもしくはDVD-R)により提出すること。記入については、以下のとおりとすること。

1. 仕様については、位置図、平面図、縦断図、横断図を記載しタイトルブロックの上に「竣工図」と記入すると共に、受注者名、施工年度、工事区分、工事番号を記入すること。
 2. 敷地の実測に基づき竣工図を作成すること。
 3. 施工箇所の表示、特に工区界付近の人孔等は受注者が解るよう表示すること。
 4. 曲管及び管止めはオフセットで位置を測定し、基準位置からの距離をm単位(小数点第2位表示)表示で記載すること。
 5. 他の占用物件との位置関係について記載すること。
 6. 数値は、赤字で実測値(出来形数値)を記入し設計値に併記すること。
(地盤高, 管底高及び人孔深さはm単位(小数点第3位表示)、勾配は‰単位(小数点第1位表示)、それ以外の項目はm単位(小数点第2位表示))
 7. 竣工図が複数枚の場合は図面番号を記入すること。
 8. 表示は最終頁「袋井市竣工図凡例表示」のとおりとすること。
 9. ウィルスチェックを実施し、ソフト名、ウィルス定義、フォーマット形式、実施日を光ディスクの盤面に記載すること。
(ウィルス定義等は使用するソフトの最新のものを使用すること)
 - 2 取付管集計綴りは「別紙2 取付管計画及び成果品の提出」を基に作成し、1部提出すること。
 - 3 本工事の工事完成図書等の提出については、電子納品の対象とする。
ただし、電子納品の範囲については、契約後監督員と事前協議を行い、監督員、施工者が合意したものとする。
電子納品の要領は袋井市建設工事完成図書の電子納品試行要領によるものとする。
- ## 第 8 条 官公庁への手続き等
- 受注者は、渉外責任者を置き、地元住民等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意をもってその解決に当たること。また、渉外責任者の氏名を施工計画書に記載するものとする。
- 2 受注者が下請け業者を設ける場合は、金額にかかわらず下請届けを提出すること。

第 2 章 工事共通事項

第 9 条 土工

- 埋戻し土は盛土材料取扱基準(品質指定している場合は指定した土、試掘調査時の判定により指示があった場合は、指示した土)に準じた材料を用い、管渠、その他構造物の周囲に隙間を生じないように適正かつ十分につき固めること。
- 2 設計書又は他に定めのない場合は、一層当り仕上り厚20 c m以内で、同所転圧を6回以上タンプ又はランマにより入念に締め固めること。
 - 3 埋戻し土500m³につき1回(3個の資料採取)の割合で現場密度を測定し、最大乾燥密度90%以上を

確認すること。(100m3未満は省略)

- 4 一日の作業は、原則として当日中に埋め戻し、仮復旧迄が完了できる限度にとどめること。
ただし、安全性の確保及び通行車両等に支障が無い場合は、この限りではない。
県管理道路は道路縦断方向の掘削延長は50m以内とする。

第10条 付帯工

- 街路樹等の植栽については、原形復旧を基本とし、仮植え等の用地については受注者が用意するものとする。
- 2 街路樹が工事の施工や建設機械の運転に支障が生じ、撤去や移植が必要となった場合は、監督員に協議し、その指示により造園に関する知識と経験のある者に行わせること。
 - 3 道路上において施工ヤードを設けるために、構造物を一時取り壊す場合については取り壊しは必要最小限とし、設計によりがたい場合は監督員と協議するものとする。
 - 4 区画線、路面標示類は現況復旧を原則とする。車線の付替等により区画線の変更を行う場合は、公安委員会、道路管理者及び監督員に協議し、その指示に従うものとする。
 - 5 舗装切断は天候等を考慮し、切断箇所からの雨水等の浸入で路盤を傷めないよう注意し、適切な時期に施工すること。仮復旧の期間後に本復旧時の切断を施工すること。(先行切断禁止)舗装切断方法は道路管理者が定める方法に従うこと。
 - 6 本管施工後の仮復旧の期間は1ヶ月(土日含む30日)以上とし、常に良好な路面状態を保つように努め、車両等による自然転圧を行い、期間終了後 やかに本復旧を実施すること。

第11条 保安設備等

- 工事標識等は、監督員と協議し必要十分なものを設置すること。
- 2 工事箇所には、注意灯、保安柵、保安灯、保安要員等を十分に配置し、第三者の安全を確保するとともに、現場作業員等の転落等の事故の恐れのないよう留意し設置すること。
 - 3 周辺の店舗および駐車場等に影響がある場合は、綿密に施工期間等の説明を行うとともに、営業中であることの表示、案内図または迂回路看板等を設置すること。
 - 4 工事作業上、仮歩道を設けなければならない場合は、照明灯の設置や段差を無くすなど歩行者の安全な通行を確保するものとする。
 - 5 工事PR看板は、下水道工事施工箇所では一般市民(歩行者、自転車、車両)の通行が見込め、PR効果があるため、工事現場に設置する。

第12条 仮設等

- 官公署、学校、病院、店舗、事業所、工場等の出入口、その他監督員の指示する箇所及び一般住居に接して掘削など工事を実施する箇所には、通行に対し安全な構造と幅員を有する仮橋、仮道路又は仮柵等を設けること。
- 2 本工事施工に伴い、受注者が確保するものとされる用地は、一時的に民地内へ駐車することができない場合の仮駐車場用地を含むものとする。

第13条 使用材料

- 砂は、再生砂(RC-10)(0.075mmふるいの通過百分率10%以下のものとし、砂利や土砂その他の不純物の混入がないもの)とする。
- 2 アスファルト混合物は「袋井市森町広域行政組合(中遠クリーンセンター)」産で品質検査に適合した溶融スラグ入りとし、対象は密粒度アスファルト混合物(13)、密粒度アスファルト混合物(20)、粗粒度アスファルト混合物(20)、細粒度アスファルト混合物(13)、加熱アスファルト安定処理、シートアスファルト混合物の6種類とする。
 - 3 上記の配合設計はアスファルト混合物骨材の全体重量の10%を標準とし溶融スラグ再生骨材の混合率の算定において再生骨材とみなさないものとする。有効期限付きの材料承認を取得している場合は、承認添付のみで設計書の提出は不要とする。

使用量が少ない等で使用ができない時は事前に監督員と協議すること。(仮復旧時は除く)

第3章 開削工事

第14条 下水道工事における技術者の配置

下水道法第22条及び同法施行令第15条等を満たす技術者を配置し、申請時にそのことを証する書類を提出すること。ただし、袋井市が発注する下水道工事の場合は、この限りではない。

- 2 下水道工事をより安全かつ円滑に実施するため、第2種技術検定合格者(日本下水道協会)、下水道排水設備工事責任技術者試験合格者(静岡県下水道協会)等、下水道工事に関連する専門技術を有する技術者を配置するよう努めること。

第15条 土留工

受注者は使用する材料について、打込み地点の土質条件や立地条件を考慮し 矢板や腹起しの種類ごとに構造計算を行い監督員の承諾を得るものとする。

- 2 土留工の施工にあたり、転落防止柵(高さ85cm以上)を設置しなければならない。
- 3 受注者は、万一地盤に損害を与えたときは、受注者の負担で復旧しなければならない。

第16条 管渠工

管渠の施工は下流から施工することを原則とするが、止むを得ず上流からの施工となる場合は、監督員の了解を得ること。

- 2 リブ付硬質塩化ビニル管、硬質塩化ビニル管の切管を使用する場合は、事前に地上で有効長の測定を行い、標線は赤(朱)書とし有効長1.0m以下のものは使用してはならない。
- 3 管と人孔との取付箇所は、可とう性継ぎ手を使用すること。(ただし外副管は除く。)また、現場状況により使用することが適切でない場合は、監督員と協議し指示を受けること。使用する材料については、監督員の承諾を得ること。
- 4 取付管等の布設時に接着継手材料を必要とする場合は、日本下水道協会規格の適合品を使用すること。
- 5 埋設する下水道管(リブ付硬質塩化ビニル管は除く)は、地上部において管番号を記載し、名称等を明示する埋設表示テープを管頂部に連続して貼付しなければならない。埋設表示テープの規格は、茶色で幅50mm、耐薬品性で腐食の恐れがなく色に変色しないものであること。文字の大きさは、約30×30mm程度とする。
- 6 埋設管の管上に埋設位置を表示するための埋設表示シート(W=150mm、2倍折込)を、埋設した管路の管上50cmの位置に設置すること。
- 7 曲管の使用位置には、舗装工事完了後すみやかに表示板を設置すること。

第17条 人孔工

人孔の仕上がり高さは、舗装との仕上がり高さの差を0～+10mm以内とし、周辺の道路構造物等と段差が生じることのないようすりつけるものとする。

鉄蓋、受枠は、以下の事項のとおり処理区ごと定めた仕様下水道用グラウトマンホールを使用すること。

(1) 浅羽処理区 浅羽処理区下水道用グラウトマンホール蓋

(2) 袋井処理区 袋井処理区下水道用グラウトマンホール蓋

- 2 組立マンホールにおける管接続に伴う削孔については、削孔端部とマンホール部材の縁端(ジョイント)から10cm以上の離隔を確保すること。
- 3 流入底高と流出底高に60cm以上の段差が生じる場合は、副管を設置すること。その際の副管は内副管のスリム型を標準とする。(推進工事の場合は除く)
- 4 管路最上流部の小型マンホールは流入角度180度を標準とし、ゴム輪受口曲管にて90度曲げること。

小型マンホール以外は流入角度90度を標準とする。また、現場状況により標準的な施工をすることが適切でない場合は監督員と協議し指示を受けること。

第18条

取付管工

取付管（浅羽処理区は公共枅を含む）の位置・深さは、将来の接続を考慮し、建物所有者又は土地所有者からの申請に基づき、承諾を得て決定すること。

取付管設置の要・不要を問わず、記名、押印且つ必要事項全てに記入済みであることを確認し、取付管設置申請書を回収すること。

設置後に不都合が生じた場合は申請者と受注者で協議し、適切な方法で解決すること。

2 取付管申請書受領の際には、将来の排水設備工事を実施するにあたり不都合が生じないように、民地内の障害物等や、他の地下埋設物の調査確認を行うものとする。

3 取付管設置位置や申請書の記載方法について地権者等より相談があった場合は、誠意をもって対応すること。

4 取付管と取付管の離隔は管中心距離にて1.0m以上、また、取付管とマンホール継手との離隔は取付管の中心から1.0m以上とする。

5 砂基礎施工後の埋戻は、管破損の恐れがあることから、一層目はクワ又はツマによる転圧を行わないこと。（転圧自体を不要としているものではない。）

6 名称等を明示する埋設表示テープは管頂部に連続して貼付すること。埋設表示テープの規格は16条と同様とする。

7 埋設管の管上に埋設位置を表示するための埋設表示シート(W=150mm、2倍折込)は、管上50cmの位置に設置すること。

8 取付管の詳細については、別紙2「取付管計画及び成果品の提出」に定めるとおりとする。

9 袋井処理区の取付管の設置位置には、設置時に表示鋲、または表示杭を設置すること。

舗装復旧のある場合の表示鋲は、舗装工事完了後すみやかに設置すること

第19条

圧送管工

鋳鉄管・鋼管等を使用する場合の圧送管等は、水圧試験を行うものとする。

試験方法については、監督員と協議すること。

第4章 推進工事

第20条

推進工事における技術者の配置

下水道法第22条及び同法施行令第15条等を満たす技術者を配置し、申請時にそのことを証する書類を提出すること。ただし、袋井市が発注する下水道工事の場合は、この限りではない。

2 推進工事をより安全かつ円滑に実施するため、推進工事技士((公社)日本推進技術協会)を有する技術者を配置させ、推進作業時においては現場に常駐させること。

第21条

事前準備

受注者が確保するものとされる用地は、管路・構造物築造に伴い、一時的に民地内へ駐車することができない場合の仮駐車場用地を含むものとする。また、民地を借地して推進設備を設置する場合、及び1車線規制し設置する場合には、施設設置計画図を施工計画書に添付すること。

2 地下埋設物等は、立坑付近を中心に詳細な調査を実施し、各管理者と十分協議を行い、その指示に従い施工の安全を確保すること。

3 地質調査資料は、別途土質調査資料を貸与するが、さらに詳細な資料を必要とする場合は、受注者の負担において適宜行うこと。（酸欠、メタンガス調査についても同様とする。）

第22条

立坑工

鋼矢板による立坑の打込、引抜時の交通規制を行う場合、事前に監督員と協議すること。

2 矢板引抜きにおいて、引抜き後の空隙を充填するために即効性のあるグラウトを注入するなど周辺地盤の沈下対策をすること。

3 将来管の流入が想定される立坑においては、監督員と協議の上、鏡切りを行うなどの対策を講じること。また、将来の推進機の回収等の作業を考慮し、手戻りの生じることの無いよう十分監督員と協議の上、施工すること。

4 立坑内の水替等による排水路等の水質が悪化することのないようにすること。
万が一、水質の悪化が生じた場合については、速やかに清掃するものとする。

第23条 電力設備

立坑内においては、有毒な排気ガス発生の恐れのある内燃機関は使用しないこと。

2 電力設備は、十分な能力を有するものとし、各設備が安全に支障なく運転できる構造であること。

第24条 照明設備

立坑内及び坑外の照明は、その目的に応じた照度があり照射方向を考慮した設備にするとともに、停電時に対処できるようにすること。

第25条 推進機の選定

推進機の構造は、現場の土質を十分に把握し、掘削断面および地山の状況を考慮し、作業の安全と確実性を確保し、かつ能率的な施工が出来るものを選定すること。

2 推進機を選定した根拠、理由、及び推進機本体と付属する機械設備の詳細図を作成し、施工計画書に添付すること。

第26条 推進工

推進機の設置は、所定の位置に正確に据付け、監督員の立会確認後、推進作業に着手するものとする。

2 掘削作業は、道路埋設物、建物等に支障のないよう細心の注意を払うものとする。

3 推進作業は、地山の地質に応じ、切羽、支圧壁の安定、保護を図りながら、油圧ジャッキの配置と適切な推進力により、管を所定のルートに正確に推進させること。

第27条 調査及び測定

推進管及び推進機にかかる外圧の測定、及びその試験を行うものとする。

2 工事により、地上、地下構造物に損傷を与えず常に構造物の変形に対処できるよう、詳細調査及び対処方法の検討を行うものとする。

3 推進機の掘削変位、推力及び泥水圧等を記録し、監督員に報告すること。

4 推進機の蛇行及び回転の傾向を早期に把握するため、定期的にその測量結果を監督員に報告すること。

5 推進日報を提出すること。

第28条 泥水処理設備

泥水処理設備は、土質調査資料を検討し、施工に必要な能力を有したものであること。
また、付近の住民に対しても悪影響を及ぼさないよう柵等を設置すること。

2 余剰泥水等で近くの排水路の水質の悪化をさせることのないよう留意すること。

第29条 泥水輸送設備

泥水輸送設備の能力は、坑内、坑外で行われる一連の作業を均衡のとれたものとし、かつそれぞれを能率的に進めるものであること。

第30条 薬液注入工

薬液注入の施工は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「薬液注入工事に係る施工管理について」を遵守し実施するものとし、十分な技術的知識と経験を有する技術者を選定し、事前に経歴書を提出するものとする。

- 2 薬液注入工の施工業者は、監督員の承認を得た者とする。
- 3 薬液注入の施工完了後、監督員の立会により確認を受けること。
- 4 当初設計において想定されていない箇所での薬液注入が必要になる場合は、それが必要と判断できるよう調査を行い、報告書及び追加する数量根拠を監督員に提出し、協議すること。
- 5 地下水及び公共用水域において水質監視を実施すること。また、その結果が水質基準に適合していない場合及び水質悪化の恐れのある場合は、直ちに工事を中止し、監督員に報告するとともに必要な措置をとること。これに要する費用は受注者の負担とする。
- 6 水質監視は、契約工期の終了後も規定の回数まで実施し、監督員に報告書を提出すること。

第 5 章 開削工事、推進工事以外の工事

第31条 開削工事及び推進工事以外の工事は、別途の特記仕様書にて規格等を定めるものとする。

第3章 第14条及び第4章 第20条に関連する資料

下水道法第22条及び同法施行令第15条の規定について[工事の監督管理部分を抜粋]

番号	卒業, 修了した学校等	卒業, 修了した学科等	履修した科目等	経験年数(※1)		根拠規定(※2)
				①	②	
1	大学	土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程	下水道工学	1	(0.5)	施行令第1号
2			下水道工学以外	1.5	(1)	施行令第2号
3	短期大学高等専門学校	土木科又はこれに相当する課程	---	2.5	(1.5)	施行令第3号
4	高等学校中等教育学校	土木科又はこれに相当する課程	---	3.5	(2)	施行令第4号
5	日本下水道事業団の第一種技術検定合格			1	(0)	施行令第5号
6	日本下水道事業団の第二種技術検定合格			1	(0)	施行令第6号
7	一級土木施工管理技士	土木施工管理に合格した者		1.5	(1)	施行令第7号
8	技術士法による二次試験(部門, 科目は告示委任)	科目として下水道を選択し上下水道部門に合格		0	(0)	施行令第8号
9	上記に定める学歴のない者			5	(2.5)	施行令第9号
10	大学院	5年以上在学	下水道工学	0.5	(0.5)	施行令第10号
11	大学院大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	0.5	(0.5)	施行令第10号
12	短期大学の専攻科	1年以上在学	下水道工学	2	(1)	施行令第10号
13	専修学校又は各種学校(告示委任)	国土建設学院の上下水道工学科等	下水道工学	2.5	(1.5)	施行令第10号
14	指定講習(告示委任)	国土交通大学校の専門課程下水道課研修		2.5	(1.5)	施行令第10号
15		日本下水道事業団の下水道の設計又は工事の監督管理資格者講習会		2.5	(1.5)	

※1 ①は下水道を含む関連分野(下水道, 上水道, 工業用水道, 河川, 道路)の経験を合算した全体の経験年数

②は全体の経験年数のうち下水道の経験年数

※2 施行令: 下水道法施行令第15条及び第15条の3

【別紙1】

出来形管理基準及び規格値

工種	測定項目	規格値	測定基準
管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中間部及び両端部を測定する
	中心線の変位(水平)	±50	
	勾配	±20%	マンホール間毎に測定 (例:設計勾配2.0‰の場合は1.6‰～2.4‰)
	漏水の有無	無	マンホール間毎に測定
	延長 ℓ	±ℓ/500 (最低値±50)	延長ℓはマンホール間を測定する 管止施工の路線に関しては+側の規格は無しとする。
	総延長 L	-200	推進工、取付管工と合算しない。
管基礎	幅 B	-50	砂、碎石とも共通。管路掘削に準ずる
	厚さ h	-30	
推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する
	中心線の変位(水平)	±50	
	勾配	±20%	マンホール間毎に測定 (例:設計勾配2.0‰の場合は1.6‰～2.4‰)
	漏水の有無	無	マンホール間毎に測定
	延長 ℓ	-ℓ/500 かつ -200	延長ℓはマンホール間を測定する
	総延長 L	-200	管布設、取付管工と合算しない。
空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する
	幅 B	-30	
	高さ h	-30	
	中心のずれ	±50	
	延長 ℓ	-50	
	勾配	±20%	
ます設置工	ます深 h(※)	-30	浅羽処理区のみ 1施工箇所ごとに測定する
取付管工	設置数	設計数以上	
	勾配	1.0%以上	1施工箇所ごとに測定する 小数点第2位は切捨
	土被 h(※)	-30	袋井処理区のみ 1施工箇所ごとに測定する
	延長 ℓ	-200	1施工箇所ごとに測定する
	総延長 L	-200	管布設、推進工と合算しない。
マンホール工	人孔天端高	±30	組立マンホール、小型マンホール共通。 1施工箇所ごとに測定する
	基準高▽	±30	
マンホール基礎工	基礎工幅 B1	-50	組立マンホール、小型マンホール共通。 1施工箇所ごとに測定する
	基礎工高 h1	-30	
立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する
	寸法(幅) B	-30	
	深さ h	-30	
立坑土工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する
	碎石基礎幅 b1	-50	
	碎石基礎厚 t1	-30	
	底版コンクリート 基準高 h2	±30	
	底版コンクリート 幅 b2	-30	
	底版コンクリート 厚 t2	-10	

※ 設計土被は図示の数値とし、記載無き場合は【別紙2】1-②, ③の基準により算出した数値とする。

設計ます深は図示の数値とし、記載無き場合は設計土被-0.16mにより算出した数値とする。

写真撮影箇所一覧

	工種	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	適用
着手 完成	着手前 完成	着手前	全景又は代表	着手前	着手前1回	
		完成	全景又は代表	完成後	完成後1回	
土工	管路	舗装取壊し	切断状況	施工中	75m毎に1箇所	
			取壊し状況	施工中		
		掘削	一次掘削状況	掘削中		
			深さ測定	一次掘削完了後		
			二次掘削状況	掘削中		
			深さ、幅測定	二次掘削完了後		
		埋戻	転圧状況	各層転圧施工中		
			各層仕上厚測定	各層転圧完了後		
	立坑	舗装取壊し	切断状況	施工中	立坑毎に1回	
			取壊し状況	施工中		
		掘削	掘削状況	掘削中		
			深さ測定	掘削完了後		
			土質状況	推進位置		
	人孔廻り	掘削	一次掘削状況	掘削中	種別毎に設置数の1割	推進箇所については全箇所
			深さ測定	一次掘削完了後		
			二次掘削状況	掘削中		
			深さ、幅測定	二次掘削完了後		
		埋戻	転圧状況	施工中		
			各層仕上厚測定	各層転圧完了後		
	取付管	掘削	掘削深幅測定	床堀完了後	設置数の1割	
		埋戻	転圧状況	各層転圧施工中		
			各層仕上厚測定	各層転圧完了後		
	残土処理		処理場	処理先	1工事1回処理場ごと	看板含む
	殻処理		処理場	処理先		
仮設	矢板	矢板工	矢板長	設置前地上にて	75m毎に1箇所	推進箇所については全箇所
			根入れ長	設置完了後		
		支保工	設置位置寸法	設置完了後		
	ライナープレート ケーシング		設置状況	施工中	全箇所	
			深さ・寸法	設置完了後		
	水替		規格寸法	施工中	1路線毎に1回	
基礎	管基礎	本管	転圧状況	半巻き施工中	75m毎に1箇所	本管がVU管のときは砂基礎、PRP管のときは碎石基礎。
			厚幅測定	締固め後		
		取付管	転圧状況	半巻き施工中	設置数の1割	
			厚幅測定	締固め後		

	砕石基礎	人孔部砕石	厚幅長測定	締固め後	全箇所	
管渠	管布設	本管布設時	接合箇所	基礎半巻 施工完了時	全箇所 (接合写真は同一方向)	(1本毎)
			人孔接続箇所	基礎半巻 施工完了時	全箇所	
			切管延長	設置前地上にて	全箇所	標線は赤
		曲管布設	土被り、角度	設置後	全箇所	
	取付管	取付管布設	支管曲管状況	布設完了後	設置数の1割	
			布設位置	布設完了後	全箇所	
			布設深さ	布設完了後	全箇所	
			布設延長	布設完了後	全箇所	
			布設勾配	布設完了後	全箇所	最小値箇所
人孔	人孔	部材設置	部材設置完了	斜壁設置後	全箇所	
		無収縮モルタル	配合、施工	施工中	設置数の1割	
	副管	副管	設置状況	施工中	全箇所	
		防護コンクリート	幅高さ寸法	養生終了後	全箇所	
舗装	表層	仮復旧	施工状況	施工中	75m毎に1箇所	
			幅厚さ測定	舗設後		

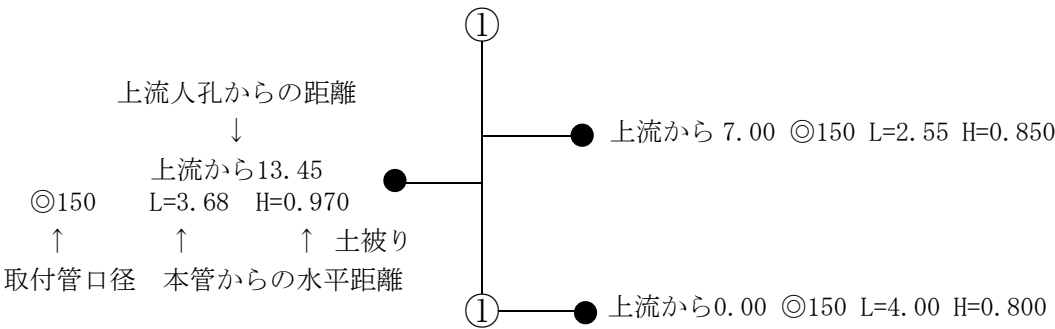
※ 撮影頻度の割合表示は、小数点第一位を四捨五入し、1に満たないものは1回

【別紙2】

取付管計画及び成果品の提出

取付管計画及び成果品について以下のとおり定める。

- 1 取付管設置高さは、既存排水設備の高さ及び取付管までの距離等を調査、測量したうえで「袋井市下水道事業排水設備工事ハンドブック」の規定に適合する高さ(将来施工される宅内排水設備工事に適合するもの。)とすること。
 主な留意事項は次のとおり
 - ① 宅内配管 φ100mm以上
 - ② 宅内排水設備の最低土被りは0.2mとし宅内排水設備の勾配を20‰で計算し、柵の設置を考慮し+0.1mの余裕を見込むこと。
 - ③ 宅内排水設備の管路延長については、敷地内の最大延長も考慮すること。
- 2 次の場合は、監督員と協議すること。
 - ① 農地と道路に相当程度の高低差がある場合
 - ② 現地を再調査の結果、設置位置が不適切と判断される場合
- 3 取付管の竣工図への記載は下記のとおりとする。



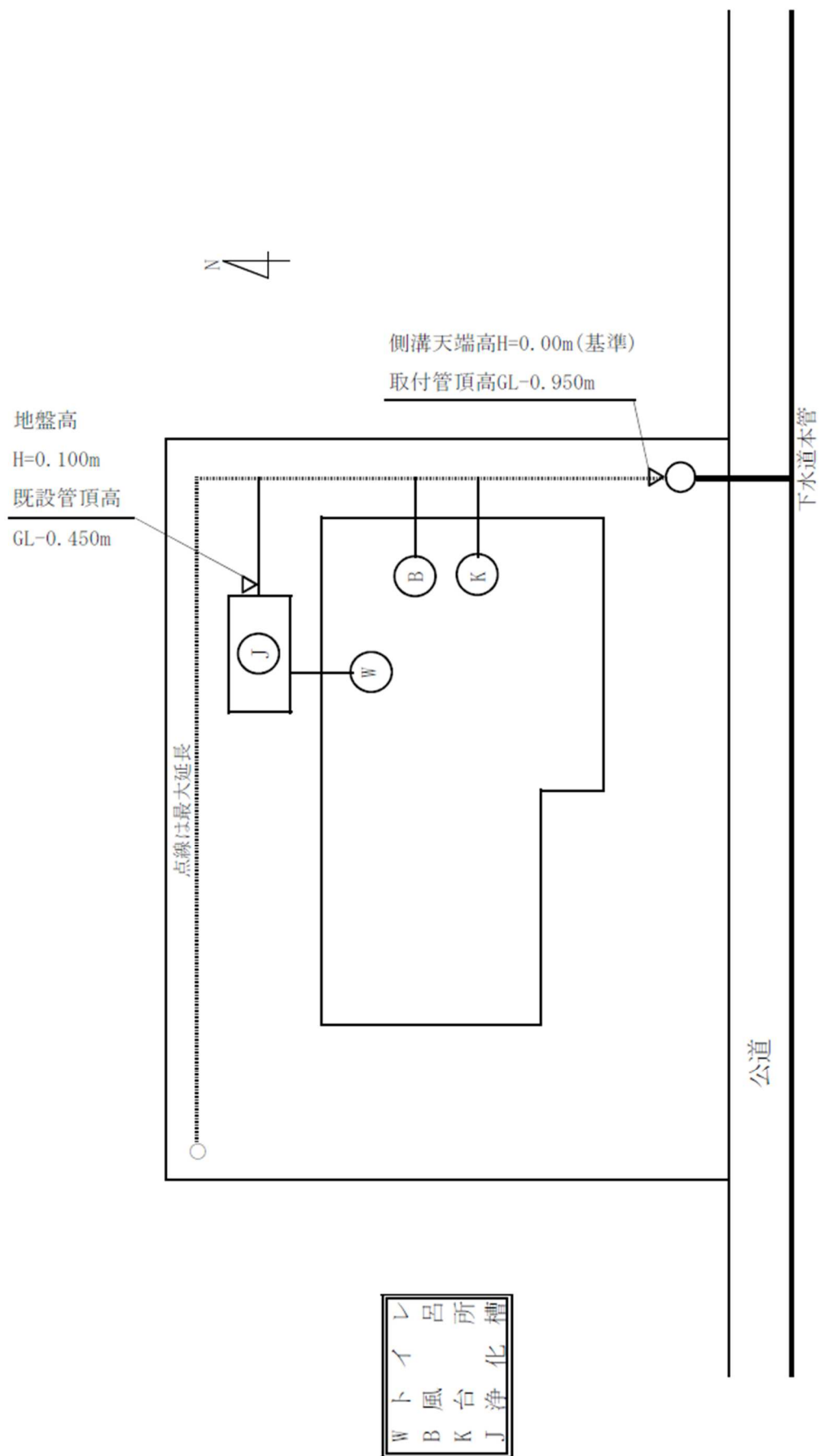
- 4 別途取付管集計綴り提出については、
 - ① 取付管設置集計表
 - ② 取付管位置図(地図に番号を記載すること)
 以下項目については取付管1箇所毎に整理する。
 - ③ 取付管申請書(原本)
 - ④ 取付管設置計画図
 - ⑤ 写真(土被りと境界からの位置、インデックスを付け番号を記載すること。)
 - ⑥

番号	申請者氏名	設置場所	土被り (m)	位置 境界より (m)	路線名	上流 MH番号	支距離上流より	管種	口径 (mm)	距離 (m)
1	袋井太郎	新屋1-1-1	1.25	北1.50	182-2	182-1	15.00	VU	150	3.00
2										
3										
4										
合計		1箇所								

※番号は取付管位置図の番号と一致させること。

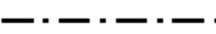
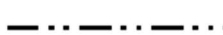
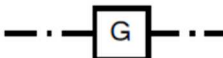
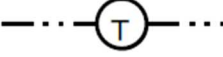
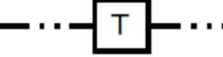
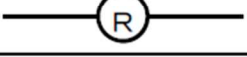
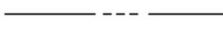
- 5 取付管設置計画図は下記図に基づき作成すること。

※既設管頂高は各排水設備の内最も低い箇所の高さを表示すること。(例では浄化槽)



番号	氏名	住所	MH番号		取付管位置	境界からの距離	土被り	取付管延長
1			上流	下流	上流MHより	m 北	m	m

袋井市竣工図凡例表示

記 号	名 称	記 号	名 称
	実施設計管路		取付管
	将来設計管路		既設取付管
	既設管路		ガス管
	0号マンホール		水道管
	1号マンホール		NTTケーブル
	2号マンホール		ガス管BOX
	3号マンホール		水道止水栓
	小口径コンクリートマンホール		水道消火栓
	楕円マンホール		NTTマンホール
	矩形マンホール		〃
	副管付きマンホール		電柱(中電)
	小口径レジンマンホール		電柱(NTT)
	小口径塩ビマンホール		私有地境界線
	マンホールポンプ		台所
	既設マンホール		風呂
	将来マンホール		トイレ
	本管曲管		浄化槽
	サービス管		その他水廻り